

「鹿児島県データ利活用促進事業」業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「鹿児島県データ利活用促進事業」業務委託

2 履行期限

令和6年3月29日(金)まで

3 業務の趣旨・目的

鹿児島県デジタル推進戦略では、県、市町村、民間企業等の各主体が、それぞれの課題に応じてデータを分析・活用し、創意工夫しながら、迅速かつ効率的なサービスの提供や改善を行い、ニーズや価値観の多様化、技術革新等の環境変化へ適切に対応していくことを目指す姿としている。

本業務は、県・市町村担当者が、日常業務の中でデータを活用するために必要な知識や習慣を身につけ、データを活用した政策立案を行うことができるよう、アクティブラーニング型の研修会等を実施するものである。

4 委託業務の内容

(1) 研修プログラムの企画

研修プログラムは、目的及び対象別に1, 2に分けて実施する。

① 研修1

ア 目的

データの意義・必要性の理解に加え、庁内のデータ利活用に限らず、オープンデータとして二次利用されることも見据え、適切なデータの作成方法等を習得する。

イ 対象

県庁職員, 市町村職員 計 63人程度 (県20人, 市町村43人)

ウ 研修方法

- ・オンライン形式
- ・2時間程度/回
- ・全1回/人×2組(約30人/組)

エ 研修概要

以下の内容を習得するための研修を実施すること。

- ・データの意義・必要性
- ・利用者が加工しやすい, コンピュータプログラムが処理しやすいデータの作成・クレンジング方法

② 研修2

ア 目的

庁内のデータ利活用のための一連のプロセスをワークショップ形式で習得する。
本業務にて得られた政策立案の手法等の知見を, それぞれの業務において具体的に活用できるようにすることを目指す。

イ 対象

県庁職員 30人程度

ウ 研修方法

- ・ アクティブラーニング型の研修
- ・ 3時間程度/回
- ・ 全3回/人×1組

※ 原則、対面開催とするが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によってオンライン開催とするなど適切な方法をとること。

エ 研修概要

以下の内容に沿った研修を実施すること。

- ・ 総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブックVer2.0」に掲載されている「データアカデミー型研修」の内容に沿うものとする。

(参考：https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/bigdata.html)

- ・ 上記ガイドブックに基づき、「データ分析型」、「サービス立案型」のいずれかでテーマを設定する。なお、テーマ設定は県と協議の上で決定すること。
- ・ 研修プログラムの実施期間中、参加者同士が互いに学びを深めることができるよう、チャットツールを活用したコミュニティの育成等を行うこと。(なお、県では、職員同士のコミュニケーションツールとして、チャットツール(LINE WORKS)を活用している。)

(2) 環境整備

(1)の研修プログラムの実施に当たり、必要に応じて会場手配及びインターネット環境、機材等の整備を実施すること。

5 成果物等

- (1) 実績報告書
- (2) その他業務上作成した資料 一式

6 事業完了の報告等

委託業務終了時に、5の成果物について電子データを提出するものとする。

7 本業務の実施体制

受託事業者は、本業務を円滑に実施するため、当県及び他自治体等において十分な実績を有していること及び十分な人数を確保した上で業務量の変動に応じた適正な人員配置を行い、効果的かつ効率的な運営が可能な体制をもって本委託事業を実施することとする。

8 業務遂行上の留意事項

本業務の目的及び内容に沿った実施計画を作成し、契約締結後、速やかに県と業務内容についての打合せを行うこと。

また、業務の準備及び実施状況について、県と随時報告及び打合せを行うこと。

9 著作権・特許権等

- (1) 本業務の成果物に関する全ての著作権(著作権法第 27 条, 同条 28 条に規定する権利を含む), 特許権, その他の知的財産権を, 県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (3) 本業務の成果物は, 県が自由に二次使用(印刷物の制作, ホームページへの掲載等)できるものとする。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権, 特許権, その他の知的財産権に関する一切の紛争については, 訴訟費用も含め, すべて受託者において責任を負うものとする。

10 実施計画

本仕様書に基づき実施していくが, 詳細な業務の実実施計画や計画変更については, 県と調整の上, 実施すること。

11 その他

上記のほか, 事業の実施において必要な事項については, 事前に県と十分に協議すること。

また, 適宜, 業務内容に係る助言を県に対して行うものとする。必要な一部の修正については応じるものとする。